

JHF 助成金交付規程

制定 2023 年 3 月 27 日理事会

(目的)

第 1 条 本規程は公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟(以下「JHF」という)の目的及び事業達成のために、個人・団体等が行う事業に対し、助成金を交付することができる、その交付に際して必要な事項を定める。

(助成金交付対象者)

第 2 条 助成金交付の対象は、フライヤー会員、フライヤー会員で構成される団体等とする。

(対象となる事業)

第 3 条 助成の対象となる事業は前条の者が実施する次の事業とする。

- (1) ハング・パラグライディングの普及に特に貢献する事業
- (2) JHF の組織の活性化に特に貢献する事業
- (3) JHF のフライヤー会員を対象とした競技会等の開催
- (4) JHF のフライヤー会員を対象とした講習会等の開催
- (5) その他 JHF の目的達成に貢献する事業

(交付申請)

第 4 条 助成金の交付を希望する個人・団体等(以下申請者)は、JHF 助成金交付申請書(様式第 1)に、次の各号の書類を添付して JHF に提出する。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(助成及び助成金額の決定)

第 5 条 JHF は、助成金の交付申請があった場合、提出された計画書等の内容を理事会で審査し、その可否及び助成金額について決定し、速やかに申請者に通知する。

2 前項の審査に当たっては、必要に応じて関係者からヒアリング等を行うことがある。

(実績報告)

第 6 条 申請者は事業が終了したときは、JHF 助成対象事業実績報告書(様式第 2)に、次の各号の書類を添付し、事業終了後 2 ヶ月以内に JHF へ提出を必須とする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

(助成金の交付)

第 7 条 助成金は、対象事業実績報告書を理事会で審査した後に交付する。ただし、理事会の認めた場合は実施前に交付できる。

(助成金の取消)

第 8 条 事業の実績が当初の目的を達成していないと理事会が判断した場合は、助成金交付の決定を取り消すことができる。

2 前項の規定により助成金交付を取り消した時は、既に交付済みの助成金の全額あるいは一部の返還を求めることができる。

(改廃)

第9条

この規程の改廃は、理事会の決議による。

本規程は 2023 年 4 月 1 日から実施する

様式第 1

JHF 助成金交付申請書

年 月 日

公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟会長

所在地
(申請者) 申請者名称
団体の場合は代表者氏名

JHF の目的達成のために、下記の事業を実施しますので、JHF 助成金交付規程第 4 条に基づき助成金の交付を申請します。

記

1 JHF の目的達成のための取組の概要

実施者	
取組期間	
取組への参加者、対象者等	
具体的内容	

2 取組により期待される効果

--

3 交付申請額 金 円

4 添付書類 (様式任意)

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

様式第 2

JHF 助成対象事業実績報告書

年 月 日

公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟会長

所在地
(申請者) 申請者名称
団体の場合は代表者氏名

JHF 助成金交付 規程第 6 条に基づき、下記のとおり取組実績を報告します。

記

1 JHF の目的達成のための取組実績

実施者	
取組期間	
取組への参加者、対象者等	
具体的実績内容	

2 取組により発揮された効果

--

3 添付書類 (様式任意)

収支決算書 (領収書等を添付すること)